

様式第 1 号（第 7 条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	法定外公共物の使用許可		
根拠法令 及び条項	蓮田市法定外公共物管理条例第4条		
審査基準	☒ 有（第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】 「蓮田市法定外公共物管理条例」「蓮田市法定外公共物管理条例施行規則」に基づき、総合的に判断する。		
審査基準 設定年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日	審査基準 最終変更年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
標準処理期間	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） 期間（2 0 日【他の道路管理者及び交通管理者等との協議に要する期間を除く】） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日	標準処理期間 最終変更年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
所管部署	都市整備部 道路課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し
くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定め
を審査基準の内容欄に記載すること。